



上人第 803 号  
令和 6 年 1 月 17 日

上越市特別職報酬等審議会  
会長 高橋 信雄 様

上越市長 中 川 幹 太



特別職の給料・報酬の額について（諮問）

上越市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

○市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、0.3%引上げの改定を行う。

区分	現行	改定案	
	給料・報酬月額	給料・報酬月額	改定額(改定率)
市長	966,300 円 (821,355 円)	969,200 円 (823,820 円)	2,900 円(0.3%)
副市長	729,200 円 (656,280 円)	731,400 円 (658,260 円)	2,200 円(0.3%)
教育長	630,700 円	632,600 円	1,900 円(0.3%)
議長	529,400 円	531,000 円	1,600 円(0.3%)
副議長	468,400 円	469,800 円	1,400 円(0.3%)
議員	440,800 円	442,100 円	1,300 円(0.3%)

※1 下段( )は、市長は 15%、副市長は 10%をそれぞれ減額した後の給料月額

※2 改定額は改定率を乗じて得た額の百円未満を四捨五入

○改定の実施時期は、令和 6 年 4 月 1 日からとする。



## 2 諮問理由

特別職の職員の給料及び報酬の額については、職務の特殊性とその責任の度合いに照らし、他の地方公共団体の特別職の給料・報酬の額との均衡、国家公務員の特別職の給与改定の状況、一般職の職員の給与改定の状況、社会情勢の変化を総合的に考慮した上で、広く民意を反映させるべき性質のものとされています。

当市では、市長、副市長及び議会の議員等の給料・報酬の額は平成28年4月1日の増額改定以降、現在に至るまでの間、据置きで推移しています。

一方、この間、新潟県をはじめ、県内の他の地方公共団体では特別職の給料等の額の引上げ改定がなされるとともに、国家公務員の特別職においても、本年度、8年ぶりに俸給月額が約0.3%引き上げられております。

更に、当市の一般職の職員においても平成28年度以降は令和2年度及び令和3年度を除く各年度で引上げ改定となっています。

これらの状況を総合的に勘案した結果、本年度の国家公務員の特別職における俸給月額の改定率に準じた引上げが適当と判断し、今般、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、本審議会に諮問するものであります。

職名	現行月額	改定後月額	改定率
市長	1,000,000	1,000,000	0%
副市長	500,000	500,000	0%
教育長	400,000	400,000	0%
議員	300,000	300,000	0%

（注）本表は、令和3年度改定率に準じた引上げ率を示しています。



令和6年1月17日

上越市長 中川 幹太 様

上越市特別職報酬等審議会

会長 高橋 信雄



特別職の給料・報酬の額について（答申）

令和6年1月17日付け上人第803号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

記

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、諮問事項のとおり改定することが適当である。

1 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額

区 分	現行	改定後	
	給料・報酬月額	給料・報酬月額	改定額
市 長	966,300 円	969,200 円	2,900 円
副 市 長	729,200 円	731,400 円	2,200 円
教 育 長	630,700 円	632,600 円	1,900 円
議 長	529,400 円	531,000 円	1,600 円
副 議 長	468,400 円	469,800 円	1,400 円
議 員	440,800 円	442,100 円	1,300 円

2 改定の実施時期：令和6年4月1日

〔説明〕

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、これまでの改定経過、県内他市の特別職との比較、国及び新潟県の特別職の改定状況、上越市の一般職の改定状況、地域の経済情勢等を踏まえ、多角的かつ総合的な観点から、慎重審議を行った。

市内の経済情勢も勘案した上で、この間、国をはじめ、新潟県及び県内の他の地方公共団体では特別職の俸給月額等が引き上げられていること、また、当市の一般職の職員においても平成28年度以降に令和2年度及び令和3年度を除く各年度で引上げ改定が行われていること、その一方で当市の特別職は平成28年度以降、給料・報酬の引上げ改定が行われていないこと等を踏まえると、当市の特別職においても増額措置が必要と史料されるところである。

こうしたことから、当審議会における判断として、特別職の給料及び報酬の額を引き上げるとともに、引上げ額は国の特別職の職員の給与改定の状況に準ずることが適当との結論に至ったものである。

3 附帯意見

市長、副市長及び教育長並びに議会の議員においては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、市政運営に当たること。

